

「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン

改正(案)

平成29年3月29日決定

(平成30年8月31日一部改定)

(令和元年〇月〇日一部改定)

文 部 科 学 省

目 次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
1	個票データ	1
2	匿名データ	1
3	申出者	1
4	利用者	1
5	公的機関	1
6	有識者会議	1
第3	個票データ等の貸与に際しての基本原則	2
1	全国学力・学習状況調査の目的に沿った貸与	2
2	個票データ等の貸与に際しての秘密保護及び適正管理の確保	2
第4	個票データ等の貸与	3
第5	個票データ等の利用申出手続き	3
1	あらかじめ明示しておくべき事項	3
2	事前に説明・確認しておくべき事項	4
3	申出書の作成単位等	4
4	申出者の範囲	4
5	代理人による申出	5
6	利用申出の期間と方法	5
7	申出書の記載事項及び添付資料	5
第6	利用申出に対する審査・決定について	6
1	貸与データが個票データの場合の審査・決定について	7
2	個票データ利用申出の審査基準	7
3	貸与データが匿名データの場合の審査・決定について	10
4	匿名データ利用申出の審査基準について	10
5	有識者会議の審査を省略することができる利用	10
第7	審査結果の通知	10
1	利用申出について承諾する場合	10
2	利用申出について承諾しない場合	11
第8	貸与承諾後の個票データ等の貸与の手続について	11
1	貸与承諾後の提出書類	11
2	個票データ等の貸与方法	11
3	貸与実績の公表	11
第9	貸与後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合	11
1	総則	11
2	利用者の変更	12
3	利用期間の延長	12
4	申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合	13

第 10	利用後の措置等	13
第 11	申出者による研究成果等の公表	13
1	研究成果等の公表	13
2	公表に当たっての留意点	13
第 12	利用実績報告書の作成・提出	13
1	利用実績報告書の提出	13
2	利用実績の公表	14
第 13	不適切利用への対応	14
1	契約違反の場合	14
2	他の制度との連携	15
第 14	文部科学省による実地監査	15
第 15	文部科学省による利用についての適用除外	15
第 16	ガイドラインの施行時期	16
	附則	16

第1 目的

『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に係るガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第54条第2項の規定及び全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係る利用申出手続き、審査基準及び必要な事務処理等を明確化し、文部科学省がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるものである。

第2 用語の定義

1 個票データ

本ガイドラインにおいて「個票データ」とは、実施要領に定める集計結果データ（以下「集計結果データ」という。）のうち、児童生徒の解答用紙番号を除いたものをいう。このうち、児童生徒の解答用紙番号ごとに、教科調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況等を一覧にしたものを「児童生徒ローデータ」といい、学校コードごとに、教科調査の平均正答数等及び質問紙調査の回答状況等を一覧にしたものを「学校ローデータ」という。

2 匿名データ

本ガイドラインにおいて「匿名データ」とは、文部科学省が別に定める方法により、個票データを都道府県名及び設置管理者名等の地域属性に関する情報並びに学校名の識別ができないように加工した上で、全体の1割程度を無作為抽出したものをいう。

3 申出者

本ガイドラインにおいて「申出者」とは、本ガイドラインに基づき個票データ又は匿名データ（以下「個票データ等」という。）の貸与を求める者をいう。

4 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、本ガイドライン第4の規定により貸与を受けた個票データ等について、これを利用しようとしている者又は実際に利用している者をいい、申出者を含む。

5 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）及び地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2に規定する地方公共団体（財産区を除く。）をいう。）をいう。

8 有識者会議

本ガイドラインにおいて「有識者会議」とは、文部科学省が設置し、合議により個票データ等の貸与の諾否について文部科学省に対して意見を述べる、有識者から構成される会議をいう。

第3 個票データ等の貸与に際しての基本原則

1 全国学力・学習状況調査の目的に沿った貸与

(1) 個票データ等の利用目的の確認

文部科学省は、申出者の個票データ等の利用目的が、学術研究の発展に資するもの（以下「学術研究振興」という。）又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの（以下「施策推進」という。）であって、以下の①又は②のいずれかに該当することを確認すること。

①我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること。

②我が国（又は教育委員会）の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること。

また、匿名データについては、申出者の利用目的が学術研究振興又は施策推進（以下「研究等」という。）のほか、データ分析等に係る教育を大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）で行うもの（以下「高等教育振興」という。）と認められる場合であって、上記の①又は②のいずれかに該当する場合に、貸与をすることができる。

(2) 個票データ等を用いた研究等又は高等教育振興の成果の公表における配慮事項

全国学力・学習状況調査の調査結果については、その調査の目的を達成するため、国及び教育委員会における教育施策の改善・充実、児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣の把握・改善につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱う必要があることから、施策推進を目的として利用する場合のみならず、学術研究振興及び高等教育振興を目的として利用する場合であっても、全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、研究等又は高等教育振興の成果の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する必要がある。特に、特定の個人、学校又は設置管理者が第三者（利用者以外の者をいう。以下同じ。）に識別されないように十分配慮する。

このため、本ガイドラインに基づき個票データの貸与を受けた場合、当該個票データを用いた研究等の成果の公表においては、設置管理者コード、設置管理者名、学校コード及び学校名を明らかにしないこととする。

2 個票データ等の貸与に際しての秘密保護及び適正管理の確保

(1) 利用者に対して行う措置

文部科学省は、個票データ等の貸与に当たっては以下の①から④を、匿名データの貸与に当たっては以下の①、②及び④を利用者に誓約させること、及び誓約に反した場合には、本ガイドライン第14に規定する不適切利用に対する措置を取ることをあらかじめ利用者に明示する。

①貸与を受けた個票データ等をあらかじめ全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に関する申出書（以下「申出書」という。）に記載し認められた目的にのみ用いること。

②研究等又は高等教育振興の成果の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する必要があることに加え、特定の個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されないように十分配慮すること。

③貸与を受けた個票データを用いた研究等の成果の公表においては、設置管理者コード、設置管理者名、学校コード及び学校名を明らかにしないこと。

④本ガイドラインの規定に従い、情報の適正な管理の徹底を図ること。

(2) 利用者が個票データ等を利用する際の措置

実施要領において、調査結果のうち文部科学省が自ら公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力が及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど全国学力・学習状況調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条第 6 号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うことと定め、個票データ等もこれに該当することを踏まえ、利用者は、個票データ等の利用、保管及び管理に当たっては、個人情報を含む情報の安全管理等と同等の措置を講じる等の適切な措置を講じること。

(3) 個票データ等を用いた研究等の全部又は一部を外部委託する場合の措置

申出者は、個票データ等を用いた研究等のうち、その内容が第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）が研究等の実施に合理的であると本ガイドライン第 6 に定める有識者会議における審査において認められた場合には、その全部又は一部を外部委託することができる。この場合には、申出者は委託先に対して、本ガイドラインに定める事項及び別に定める「個票データ等の貸与等利用規約」（以下「利用規約」という。）を遵守することを求める等の適切な措置を講じること。

なお、申出者が公的機関以外である場合は、研究等の全部を外部委託することは認められない。

第 4 個票データ等の貸与

文部科学省は、次の表の「貸与が可能となる場合」の項に該当する場合には、有識者会議による審査を行った上で、それぞれ同表の「貸与可能な個票データ等の種類」の項に定める個票データ等を、利用目的の達成に必要な範囲で、その利用に必要な最小限の期間に限り貸与することができる。

個票データ等の利用期間（文部科学省が個票データ等を貸与した日から返却を受けた日までをいう。以下同じ。）は、1 年間を上限とする。なお、施策推進を目的とした利用については、2 年間を上限とすることができる。

貸与が可能となる場合	貸与可能な個票データ等の種類	利用期間の上限
①本ガイドライン第 5 の 4(1)に規定する申出者が、第 3 の 1 の規定に基づき行われる学術研究振興を目的として利用する場合	イ 個票データ ロ 匿名データ	1 年間
②本ガイドライン第 5 の 4(3)に規定する申出者が、第 3 の 1 の規定に基づき行われる施策推進を目的として利用する場合	イ 個票データ ロ 匿名データ	2 年間
③本ガイドライン第 5 の 4(2)に規定する申出者が、第 3 の 1 の規定に基づき行われる高等教育振興を目的として利用する場合	イ 匿名データ	1 年間

第 5 個票データ等の利用申出手続き

1 あらかじめ明示しておくべき事項

個票データ等の利用申出手続きを行う場合に、本ガイドライン及び利用規約に定める事項の他に、利用者があらかじめ了知しておくべき事項は以下のとおりである。文部科学省は、本ガイドライン及び利用規

約とともに、これらの事項をホームページ等において広く周知する。

- ①個票データ等の貸与は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の対象外であること。
- ②個票データ等は、情報公開法における不開示情報（同法第 5 条第 6 号）に該当すること。
- ③やむを得ない事情により、個票データ等の貸与が遅れる場合があり得ること。
- ④有識者会議における審査は、原則非公開で行われること。
- ⑤その他個票データ等の貸与に当たり、必要と考えられる事項

2 事前に説明・確認しておくべき事項

個票データ等を利用するための申出手続きを行う場合に申出者に事前に説明・確認しておくべき事項は次の事項である。

- ①本ガイドライン第 5 の 1 に定めた事項への承諾
- ②申出書等の各様式の記載方法や必要な手続きに係る説明
- ③利用目的、利用者、利用環境に関する各要件及び審査に必要な記載事項や添付書類に関する説明
- ④審査基準と利用者が遵守すべき事項
- ⑤提出予定の申出書の内容の聴取（必要に応じ、審査基準に適合させるための助言）

3 申出書の作成単位等

(1) 申出書の作成単位について

申出書は、貸与するか否かの判断基準となる利用目的ごとに作成するものとする。

(2) 個票データ等の取扱い単位について

個票データ等の貸与については、申出書の内容に応じて文部科学省が適宜判断して区分した個票データ等の 1 ファイルごとに 1 件として取り扱う。なお、1 件の個票データ等のファイルを複数の利用者に貸与する場合には、当該利用者数を貸与ファイル数として取り扱う。

(3) 貸与する個票データ等の複数複製の禁止

管理責任を明確化する観点から、貸与された個票データ等 1 ファイルについて、当該ファイルを別の記憶装置に複写・保存する行為は 1 回に限定し、当該記憶装置の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への複写・保存は原則として認めない。

4 申出者の範囲

(1) 学術研究振興を目的として利用する場合の申出者の範囲

学術研究振興を目的として個票データ等を利用する場合の申出者の範囲は、国の行政機関がその実施に要する費用の一部若しくは全部を公募の方法により補助する研究の代表者、国の行政機関が委託若しくは共同して行う研究の代表者又は次のいずれかの機関に所属する研究者（当該機関において専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。）に限るものとする。なお、個票データ等の利用申出に当たっては、申出者が当該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

①公的機関

②独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法

人をいう。)

- ③地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）
- ④大学等
- ⑤大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）
- ⑥科学研究費補助金取扱規程第 2 条第 1 項第 4 号に規定する研究機関及び同条第 4 項の規定により研究機関とみなされる機関

(2) 施策推進を目的として利用する場合の申出者の範囲

施策推進を目的として個票データ等を利用する場合の申出者の範囲は、公的機関に所属する常勤の役員又は職員に限るものとする。なお、個票データ等の利用申出に当たっては、申出者が当該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

(3) 高等教育振興を目的として利用する場合の申出者の範囲

高等教育振興を目的として匿名データを利用する場合の申出者の範囲は、大学等の教員であって、指導教員（学生を指導する立場にある者）に限るものとする。なお、匿名データの利用申出に当たっては、申出者が当該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

5 代理人による申出

代理人による申出書の提出を行う場合には、当該代理人は、申出者からの委任状など代理権を証明する書類を有している者であることを要件とする。

6 利用申出の期間と方法

文部科学省は、申出書の受付を年に 3 回程度一定期間に行うこととし、申出者から、受付窓口へ郵送又は直接提出を求めるものとする。

具体的な受付期間及び受付窓口等については、文部科学省のホームページにて事前に公表するものとする。

7 申出書の記載事項及び添付書類

申出者は、文部科学省が別に定める様式に従い (1) の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また、申出書には、(2) の事項を記載した書類を添付するものとする。

(1) 個票データ等の申出書

- ①申出者の氏名、所属機関名、職名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。）
- ②申出者の所属機関の所在地、連絡先及び代表者又は管理者の氏名
- ③本ガイドライン、利用規約及び文部科学省が事前に説明・確認した内容についての了承の有無
- ④個票データ等を利用した研究等又は高等教育振興を行うことについての所属機関による承認の有無
- ⑤貸与を希望する個票データについて、対象となる調査年度、ファイルの種類（児童生徒ローデータ又は学校ローデータ）並びに個票データの貸与を希望する場合には項目、抽出条件及び貸与を希望する個票データの範囲が研究等の内容に鑑みて最小限であるとする根拠

- ⑥個票データ等の利用期間
- ⑦必要なファイル数
- ⑧研究等又は高等教育振興の名称
- ⑨研究等又は高等教育振興の概要（研究等又は高等教育振興の内容、個票データ等の利用目的、個票データ等の利用方法、作成する資料等の内容）
- ⑩本ガイドライン第3の1(1)①又は②について、目的とする把握・改善・充実を図る具体的な対象及び内容
- ⑪過去の研究等又は高等教育振興の実績（利用者又は所属機関の本申出書に記載された分野と関連する分野での過去の研究等又は高等教育振興の実績）
- ⑫他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性
- ⑬外部委託を行う場合に、外部委託を行う内容及び必要性、並びに本ガイドラインに定める事項及び利用規約を委託先に遵守させるために講じる措置
- ⑭研究等又は高等教育振興の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容
- ⑮個票データ等の利用場所、コンピュータの管理状況及び環境並びに個票データ等の保管・管理方法
- ⑯個票データ等を取り扱う者全員（利用者及び外部委託する場合の委託先を含む。）の氏名、所属機関名、職名及び個々の利用場所
- ⑰現に受けている又は本申出に係るデータの利用予定期間中に別途申出を予定している個票データ等の調査年度、ファイルの種類、項目及び期間
- ⑱希望するデータ貸与の方法（データを格納する媒体、媒体の郵送希望の有無）
- ⑲過去の貸与履歴
- ⑳その他必要な事項

(2) 添付書類

- ①所属機関が個票データ等を利用した研究等又は高等教育振興を行うことを承認していることを証明するもの（利用者の職名の記載があるもの）
- ②申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる公的な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）の写し
- ③代理人が利用申出手続きを行う場合、申出者からの代理権を証明する書類（代理人の氏名、所属機関名、職名及び連絡先等を記載すること）
- ④代理人が利用申出手続きを行う場合、代理人の氏名、生年月日及び住所を確認できる公的な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）の写し
- ⑤必要に応じ、研究等又は高等教育振興の内容に関連する資料、利用者の関連論文及び著作物一覧
- ⑥必要に応じ、過去の研究等又は高等教育振興の実績を証明する書類
- ⑦必要に応じ、個票データ等の利用者が所属する機関の在職（在学）証明書
- ⑧必要に応じ、委託先機関との間で交わされた守秘・非開示契約等の秘密保持のための契約書の写し
- ⑨必要に応じ、当該利用目的の公益性を裏付ける書類
- ⑩その他必要な書類

第6 利用申出に対する審査・決定について

文部科学省は、個票データ等の利用申出に対する貸与の諾否について、有識者会議により審査を行った上

で、決定するものとする。

1 貸与データが個票データの場合の審査・決定について

個票データの利用申出に係る審査は、申出者が提出する本ガイドライン第5に規定する書類に基づいて、以下の2に定める審査基準に基づき、有識者会議において行う。有識者会議は、審査終了後に意見を取りまとめ、文部科学省に提出し、最終的な貸与の諾否は文部科学省が決定する。

なお、有識者会議は意見の取りまとめに当たって、利用者に対し貸与に係る条件を付することができる。この場合、文部科学省は、申出者に対し当該条件の内容を通知する。また、本ガイドラインに定めるものの他、審査方法及び決定手続き等の詳細は、有識者会議において定める。

2 個票データ利用申出の審査基準

(1) 利用目的及び分析方法

以下の①から④の全てが確認できること。

- ① 個票データの利用目的が、研究等であるとともに、本ガイドライン第3の1(1)①又は②に該当すること。
- ② 本ガイドライン第3の1(2)に定める配慮事項に十分配慮していること。
- ③ 本ガイドラインに基づき貸与を受けた個票データを用いた研究等の成果の公表において、設置管理者コード、設置管理者名、学校コード及び学校名を明らかにしないものとするを了承していること。
- ④ データの分析目的及び方法が、特定の個人、学校又は設置管理者を識別するものではないこと。

(2) 利用の必要性

個票データを利用する必要性が、次の事項に即し、認められること。

- ① 利用する個票データの範囲及び個票データから分析を行う事項が、研究等の内容から判断して必要最小限であること。
- ② 個票データの利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。
- ③ 個票データの利用期間と研究等の計画・公表時期が整合的であること。

(3) 過去の実績等

申出内容が、利用者の過去の研究等の実績並びに所属機関の過去の研究等の実績及び人的体制を勘案して、実行可能であること。

(4) 個票データの利用場所及び適正管理措置の内容

全利用者（外部委託をする場合は委託先も含む。以下、本項において同じ。）について、個票データの利用場所及び適正管理措置の内容に関する以下の①から④までの全ての事項を満たすこと。

① 組織的管理措置

- (i) 所属機関が、個人情報保護に関する方針及び個人情報を取り扱う情報システムの安全管理に関する方針を策定していること。
- (ii) 所属機関が、情報セキュリティマネジメントシステムを実践していること。具体的には、情報システムで扱う情報を全てリストアップした上で、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を維持するとともに、リストアップした情報を、リスク分析し、その結果得られた脅威に対して適切な対策を行っていること。

- (iii) 所属機関が、情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む）の限定を行い、その権限及び責務並びに業務について、明確化を図っていること。また、所属機関の管理者が、個人情報の安全管理に関する施策が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるとともにその実施状況を監督すること。
- (iv) 所属機関が、個人情報参照可能な場所においては、来訪者の記録・識別、入退の制限等の入退管理を定めること。
- (v) 所属機関が、情報システムへのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成すること。
- (vi) 所属機関が、情報システムに関する運用管理規程において次の内容を定めること。
 - ・ 理念（基本方針と管理目的の表明）
 - ・ 利用者等の体制
 - ・ 契約書・マニュアル等の文書の管理
 - ・ リスクに対する予防、発生時の対応の方法
 - ・ 機器を用いる場合は機器及び記録媒体の管理方法
- (vii) 所属機関が、個人情報保護方針の中で把握した情報種別ごとに破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業者の特定、具体的な破棄の方法を含めること。

②人的管理措置

- (i) 個票データの適正な取り扱いについての理解と関係規定の遵守の徹底が図られるよう、利用者に対して利用に必要な教育が行われていること。
- (ii) 研究者、公的機関に所属する常勤の役職員又は指導教員以外の者が利用者に含まれている場合、当該者に個票データの保管及び管理をさせないようにすること。

③物理的管理措置

- (i) 個票データの利用、保管及び管理場所が、申出書に記載された施錠可能な物理的な場所（日本国内）に限定されていること。

ただし、やむを得ず、利用者間で最小限の範囲で中間生成物等の受渡しを行う場合には、運用管理規程においてその持ち出しに関する方針、管理方法を定めるなど、情報漏えい防止のための適切な措置を講ずること。
- (ii) 個票データの利用、保管及び管理場所には、第三者の無断立入りを防ぐ対策を講じると共に、入退管理を実施すること。
- (iii) 個票データが保存されている端末等の重要な機器について、盗難防止用のチェーンを設置するなど、盗難防止のための措置を講ずること。
- (iv) 個票データが保存されている端末等の重要な機器を破棄する場合、必ず専門的な知識を有する者が行うこととし、残存し、読み出し可能な情報がないことを確認すること。

④技術的管理措置

- (i) 個票データは、あらかじめ申出書に記載された利用者のみが使用すること。個票データにアクセス可能な者が申出書に記載された利用者限定されるよう、個票データを利用、保管及び管理する情報システムに識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を講ずること。
- (ii) 個票データを利用、保管及び管理する情報システムへのアクセスの記録及び定期的なログの確認を行い、個票データの不正利用の有無の確認措置を講ずること。
- (iii) 個票データの利用、保管及び管理に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した

情報システムを使用しないこと。

(iv) 原則として、個票データを利用、保管及び管理する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。また、個票データを利用する情報システムにメディアを接続する場合には、ウイルスチェック等の検疫措置を講ずること。

(v) 個票データの利用の終了後には、情報システム内に記録された個票データに関する情報及び中間生成物を消去することに加え、消去後に当該機器を外部ネットワークに接続する際にはあらかじめコンピュータウイルス等の有害ソフトウェアがないか検索し、ファイアーウォールを導入し、適切なアクセス制御を実施するなど、安全対策に十分配慮すること

(5) 個票データの分析結果の公表の有無

学術研究振興を目的として個票データを利用する場合には、学術論文等の形で研究成果が公表される予定であること。この場合、研究成果の公表予定日が申出書に記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していること。また、公表される内容が適切であること。

施策推進を目的として個票データを利用する場合には、各主体が行う施策の推進に適切に反映されるものであること。その際にも、施策推進とは別に、何らかの方法で研究成果が公表されるものであること。

(6) 申出書及び添付書類の記載事項の確認

① 申出者の氏名等の確認

申出者の氏名、所属機関名及び職名を添付書類により確認できること。

② 代理人の氏名等の確認

代理人が利用申出手続きを行う場合には、申出者からの代理権を証明する書類における代理人の氏名、所属機関名及び職名を他の添付資料により確認できること。

③ 貸与を希望するファイルの種類、項目及び期間

対象となる調査年度、個票データのファイルの種類（児童生徒ローデータ又は学校ローデータ）、項目及び貸与を希望する期間等が記載されていること。また、個票データの項目に、利用目的の内容に照らして不必要と判断されるものが含まれていないこと。また、貸与を希望する期間が、その利用に必要な最小限の期間となっていること。

④ 必要ファイル数

本ガイドライン第5の3(2)及び(3)を踏まえ、利用者数と必要なファイル数との関係で齟齬がないこと。

⑤ 利用者

利用者について氏名及び所属機関名が申出書に記載されており、研究等の目的及び内容に照らし、利用者数が最小限であり、利用者の中に不要な者が含まれていないこと。また、利用期間の一部でも、本ガイドライン第14に規定する貸与を禁止する期間と重なる者の利用は認めない。

(7) 他のデータとの照合を行う必要性

他のデータとの照合を行う場合には、照合する内容及び必要性が、研究等の目的に照らして合理的であると認められること。

(8) 外部委託を行う合理性

研究等の全部又は一部を外部委託する場合は、その範囲、内容及び必要性が、研究等の実施に合理的であると認められること。また、委託先に対して、本ガイドラインに定める事項及び利用規約を遵守することを求める等の適切な措置を講じていると認められること。

(9) 所属機関の承認

申出者が当該申出を行うことを所属機関が承認していることを添付書類により確認できること。

(10) 個票データの貸与方法

希望するデータ貸与の方法（データを格納する媒体、媒体の郵送希望の有無）が、希望する個票データの項目数やファイル数等に照らして、適切であること。

(11) その他必要な事項

上記の(1)から(10)の項目以外に、特に有識者会議が設定した審査事項がある場合には、その承認基準を満たしていること。

3 貸与データが匿名データの場合の審査・決定について

匿名データの利用申出に係る審査は、あらかじめ定められた以下の審査基準に基づき、文部科学省において行う。文部科学省は、匿名データの貸与実績について、有識者会議に報告する。

4 匿名データ利用申出の審査基準について

本ガイドライン第6の2の規定（(1)③の規定及び(6)③中段の規定は除く。）は、匿名データ利用申出の審査基準について準用する。この場合において、本ガイドライン第6の2(1)～(4)及び(6)～(8)中「研究等」とあるのは「研究等又は高等教育振興」と、本ガイドライン第6の2(5)中「学術研究振興」とあるのは「学術研究振興又は高等教育振興」と、同項中「研究成果」とあるのは「その成果」と、本ガイドライン第6の2(6)中「、項目及び貸与を希望する期間等」とあるのは「及び貸与を希望する期間」と、本ガイドライン第6の2(10)中「希望する個票データの項目数やファイル数等」とあるのは「希望する個票データのファイル数等」と読み替えるものとする。

5 有識者会議の審査を省略することができる利用

過去に同様の種類の審査を行っている等、有識者会議が審査の省略を特に認めた場合については、有識者会議の審査を省略できるものとする。また、文部科学省は、有識者会議の審査を省略した利用申出に関する貸与実績について、定期的に有識者会議に報告することとする。

第7 審査結果の通知

文部科学省は、申出者に対して、文書により個票データ等の貸与の諾否について通知する。

1 利用申出について承諾する場合

文部科学省が定める個票データ等の貸与に関する承諾通知書に次の事項を記載の上、通知する。なお、やむを得ない事情により、本ガイドライン第7の1の規定に基づき通知した貸与予定時期より実際の貸与時期が遅れることが見込まれる場合には、速やかに申出者に連絡する。

- ①個票データ等の貸与を行う旨
- ②貸与予定時期及び貸与期間
- ③貸与するに当たり、付した条件がある場合には、当該条件の内容
- ④その他文部科学省が必要と認める事項

2 利用申出について承諾しない場合

文部科学省が定める個票データ等の貸与に関する不承諾通知書にその理由を記載して申出者に通知する。

第8 貸与承諾後の個票データ等の貸与の手続について

1 貸与承諾後の提出書類

承諾された申出について、研究等を目的とする場合は利用者全員が、高等教育振興を目的とする場合は申出者が、個票データ等の利用に関する誓約書（利用者が利用条件（利用規約及び個票データ等の貸与に当たって付された条件をいう。以下同じ。）を遵守する旨記載し署名又は記名押印したものをいう。以下「誓約書」という。）を提出する。

2 個票データ等の貸与方法

文部科学省は、上記1の書類を受領した後に、申出者に対して個票データ等を貸与する。個票データ等の貸与を受けた申出者は、速やかに受領書を受付窓口に提出する。

また、個票データ等の貸与に際しては、万が一、漏えいした場合の漏えい経路を特定するために、有識者会議の意見も踏まえ、文部科学省は貸与する個票データ等のファイルごとに必要な措置を講じることができる。

3 貸与実績の公表

文部科学省は、個票データ等の貸与実績について、定期的に有識者会議に報告する。

第9 貸与後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 総則

文部科学省の承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更

文部科学省が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに文部科学省に届け出る。

- ①利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合
- ②利用者の姓に変更が生じた場合
- ③利用者を除外する場合
- ④成果の公表形式を変更する場合（例：公表する学会誌の変更等）
- ⑤利用期間の延長を希望する時点で、公表に係る手続きが進行中の場合
- ⑥文部科学省の指摘に基づき利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- ⑦利用者が申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような抽出条件の微細な修正を行う場合

(2) 有識者会議の審査を要する変更

(1) 以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、原則として改めて申出書を提出する。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

文部科学省は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を本ガイドライン第6の審査基準に準拠して行い、その承諾・不承諾について本ガイドライン第7の取扱いに準じて申出者に通知する。

2 利用者の変更

利用者の変更については次のとおり対応する。

(1) 利用者の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、所属等変更届出書により届出手続を行い、除外される利用者が利用していた個票データ等が存在する場合は文部科学省への返却までの間、申出者が適切に管理し、他の個票データ等の返却時に併せて本ガイドライン第11の規定に基づいた返却を行う。

(2) 利用者の追加又は交代

利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により申出手続を行うこととし、文部科学省は追加又は交代の理由が妥当かどうかについて有識者会議の審査を経て判断し、その結果を本ガイドライン第7の取扱いに準じて申出者に通知する。

上記通知後、追加された又は交代した利用者の誓約書の提出をもって、個票データ等の利用を認める。

3 利用期間の延長

申出者が、やむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、文部科学省は、以下の手続きにより、最長1年間を上限として、1回に限り延長を認めることができる。

(1) 記載事項変更依頼申出書の提出

延長を希望する申出者は、原則、利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を文部科学省に提出する。ただし、利用期間の延長を希望する時点で、公表に係る手続きが進行中の場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、手続き中であることが確認できる書面を添えて、直ちに文部科学省に届け出ることにより代えることができる。

(2) 延長の申出の審査基準

記載事項変更依頼申出書が提出された場合、有識者会議は次の審査基準により審査を行い、文部科学省へ意見を述べる。文部科学省は、当該意見を踏まえ、延長の諾否について決定する。

- ①延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ②利用目的、利用者の範囲、場所、セキュリティ要件などの利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
- ③延長理由から判断して、延長期間が最小限度に限られていること。
- ④利用期間の延長を希望する個票データ等について、初回の延長申出であること。

(3) 諾否の通知

文部科学省は、延長を承諾する場合はその旨を、延長を承諾しない場合はその理由と併せてその旨を、申出者に通知する。

4 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合

審査の事務処理に必要なものとして、申出書以外に提出した書類（組織的管理措置に係る書類等）の変更が生じた場合、速やかに変更後の書類を文部科学省へ提出するものとする。

第10 利用後の措置等

申出者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む）には、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した個票データ等及び中間生成物を消去する。

その上で、データ措置報告書を添えて、貸与を受けた媒体を文部科学省に提出する。

なお、将来、研究等又は高等教育振興の成果について再検証等が必要になった場合には、その都度、個票データ等の貸与の申出を行うこととし、文部科学省は過去に貸与した個票データ等について適切に記録を保存することとする。

第11 申出者による研究成果等の公表

1 研究成果等の公表

申出者は、個票データ等を利用して行った研究等又は高等教育振興の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表する。

2 公表に当たっての留意点

研究等又は高等教育振興の成果の公表に当たって、利用者は、設置管理者コード、設置管理者名、学校コード及び学校名を明らかにしないなど、本ガイドライン第3の1(2)に定める事項に適切に対応するとともに、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。

- ①公表される研究等又は高等教育振興の成果物において、児童生徒の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。また、集計単位が市町村の場合には、公表される成果物において、児童生徒の数が10以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。
- ②公表される研究等又は高等教育振興の成果物において、学校又は設置管理者の属性情報による集計数が原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。また、その集計数が3以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、学校又は設置管理者が特定される可能性のある集計単位が含まれていないこと。

第12 利用実績報告書の作成・提出

1 利用実績報告書の提出

(1) 研究等又は高等教育振興の成果を公表した場合

申出者は、研究等又は高等教育振興の成果を公表した場合には、公表後速やかに、その成果の概要について文部科学省に対し利用実績報告書に公表物を添えて報告する。

(2) 公表ができない場合

利用者の死亡、法人組織の解散、研究等又は高等教育振興の計画の中止その他のやむを得ない事情により、当該研究等又は高等教育振興の成果を公表できない場合には、申出者は、その理由を利用実績報告書により文部科学省へ報告する。

なお、公表ができなかった事由が不適切である場合には、その内容に応じ、本ガイドライン第 14 の不適切利用に該当することとなる。

2 利用実績の公表

文部科学省は、報告を受けた利用実績を取りまとめ、有識者会議に報告するとともに、必要に応じて利用実績をホームページ等により公表する。

第 13 不適切利用への対応

1 契約違反の場合

(1) 違反内容

文部科学省は、利用者が、次のような契約違反等を行った場合には、その内容に応じて、有識者会議の意見を踏まえ対応を行う。なお、申出者以外の者が違反を行った場合であっても、管理責任等の観点から、申出者が違反を行ったものとしてみなすことができるものとする。

- ①返却期限までに個票データ等の返却等の措置を行わない。
- ②個票データ等を申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した。
- ③個票データ等を紛失・漏えいした。
- ④承諾された利用目的以外の利用を行った又は承諾された公表形式以外の形式で公表を行った。
- ⑤その他（上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など）

(2) 対応内容

①文部科学省は、その貸与した個票データ等の利用に関し、契約違反等として、(1)の①から⑤の事態が生じていることが判明した場合は速やかに申出者に連絡し、原則として利用の取消し、個票データ等の返却、複製データの消去を求めるとともに、有識者会議に報告する。また、(1)の②～④の場合については、利用者による成果物の公表も禁止する。

②有識者会議は、(1)の①～⑤の違反事実について、次に挙げる措置を講じることを審議することとし、文部科学省は当該審議を踏まえた対応を講じることとする。なお、契約違反等が所属機関の責に帰すべき特段の事情がある等、有識者会議が特に認める場合には、所属機関に属する他の利用者に対しても、個票データ等の貸与を行わない。

(i) 返却期限までに個票データ等の返却等の措置を行わない場合

返却が行われるまでの間、利用者に対して、他の個票データ等の貸与を行わない。その上で、返却日以降、利用期間の満了時点から返却までの間の日数に該当する期間についても、個票データ等の貸与を行わない。

なお、文部科学省は、事前に利用者の意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

(ii) 個票データ等を申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した場合

有識者会議の議論を踏まえ、利用者に対して、貸与した個票データ等の速やかな返却を求めるとともに、一定期間個票データ等の貸与を禁止する。

なお、文部科学省は、事前に利用者から事故に至る経緯及び意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

(iii) 個票データ等を紛失・漏えいした場合

有識者会議の議論を踏まえ、利用者に対して、引き続き保管している個票データ等がある場合には、当該データ等の速やかな返却を求めるとともに、貸与したデータが個票データの場合は以後の、匿名データの場合は一定期間の個票データ等の貸与を禁止する。

なお、文部科学省は、事前に利用者から紛失・漏えいに至る経緯及び意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

(iv) 承諾された利用目的以外の利用を行った場合又は承諾された公表形式以外の形式で公表を行った場合

有識者会議の議論を踏まえ、利用者に対して、貸与した個票データ等の速やかな返却を求めるとともに、貸与したデータが個票データの場合は以後の、匿名データの場合は一定期間の個票データ等の貸与を禁止する。

なお、文部科学省は、事前に利用者から不適切利用の状況及び経緯並びに意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

また、当該不適切な利用により利用者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用条件に基づき、申出者はその利益相当額を国に支払うことを約することとする。

(v) その他の場合（上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など）

その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った利用者に対しては、上記の対応を参考として、所要の措置を講じるものとする。

2 他の制度との連携

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条及び同法第 33 条の 2 に基づく調査票情報の提供、同法第 34 条に基づく委託による統計の作成又は同法第 36 条に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により提供禁止措置等がとられている場合、同様の期間、提供禁止措置等が取られている範囲の者に対して、個票データ等の貸与を行わないものとする。

第 14 文部科学省による実地監査

利用者は、文部科学省が必要に応じ、個票データ等の利用場所への立入りを求めることがあり得ること及びその場合には、文部科学省の職員及び文部科学省が適切と認めた第三者による利用場所及び保管場所への立入りを認めることを、あらかじめ利用規約で承認することとする。

第 15 文部科学省による利用についての適用除外

文部科学省（文部科学省設置法に定める外局を含む。）が、その所掌する事務の範囲内で政府が開催する審議会等に提出する資料作成のため、又は施策の企画立案若しくは評価のための調査研究を行うために集計結果データを利用する場合については、本ガイドラインの適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第16 ガイドラインの施行時期

本ガイドラインは、令和 年 月 日より施行する。

附則

本ガイドラインの施行前に貸与した個票データ等の取扱いについては、本ガイドラインの施行後も、なお従前の例による。